

予 算 要 求 資 料

令和6年度9月補正予算

支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

事業名【新】措置入院患者等移送体制整備事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111(内3313)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 7,150 千円 (現計予算額： 0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要求額	7,150	0	0	0	0	0	0	0	7,150
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

精神保健福祉法に基づき、警察官等から自傷他害のおそれのある者の通報を受理した場合は、24時間体制で県(保健所)が調査を行い、措置診察・入院を行う精神科病院へ対象者を搬送することとなっているが、通報件数や措置診察件数の増加、県と県警察との役割分担の明確化に伴い、保健所の移送業務体制の強化を図る必要がある。

(2) 事業内容

通報件数の多い岐阜・西濃圏域の保健所において、夜間・休日の通報搬送に対応する搬送補助者を新たに配置し、対象者の誘導や乗降補助、搬送中の容態観察等を行うことで、安全かつ適切な移送体制を整備する。

(3) 県負担・補助率の考え方
県負担のみ

(4) 類似事業の有無
有（措置入院移送費）

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
役務費	30	通信運搬費
委託料	7,120	事業実施に係る業務委託
合計	7,150	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ
第8期岐阜県保健医療計画

(2) 国・他県の状況
15府県において、搬送補助者の体制整備が行われている。

(3) 後年度の財政負担
あり（必要に応じて見直し）

(4) 事業主体及びその妥当性
精神保健福祉法において、措置診察・入院にかかる移送は、都道府県等が行うことと規定されているため、県による実施が妥当である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

精神保健福祉法に基づく警察官通報等による措置診察・入院のための移送業務に搬送補助者を配置することで、安全かつ適切な移送業務体制を整備する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						

○指標を設定することができない場合の理由

精神保健福祉法に基づく警察官等からの通報を受けて対応する業務であり、指標を設定することになじまない。

（これまでの取組内容と成果）

令和3年度	
令和4年度	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和5年度	令和7年度当初予算にて追加 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない 	
(評価) 3	精神保健福祉法に基づき、警察官等から自傷他害のおそれのある者の通報を受理した場合は、24時間体制で県(保健所)が調査を行い、措置診察・入院を行う精神科病院へ対象者を搬送する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない 	
(評価)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている 	
(評価)	

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 通報件数や措置診察件数の増加、また、県警察との役割分担の明確化に伴い、移送業務体制だけでなく、措置診察・入院にかかる夜間休日のオンコール体制が保健所職員の大きな負担となっている。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 自傷他害のおそれのある精神障がい者の医療及び保護のため、安全かつ適切な移送業務体制を整備していくことが必要であり、措置診察・入院にかかる保健所の業務体制全体の体制整備、全体業務の集約化も見据えて、更なる改善を検討していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由 や期待する効果 など	